



check ! こども性暴力防止法について

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、「こども性暴力防止法」が**令和 8 年 12 月 25 日に施行**されます。こども性暴力防止法では、対象事業者に対し、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取り組みを義務付けています。

制度の対象となる事業と業務

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

 こまろうマーク

	義務対象（法定） 	認定対象 
対象事業	・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校） ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など	・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・放課後児童クラブ（学童保育） ・こども食堂 ・学習塾 ・スポーツクラブ など
対象業務（職種）	・教員 ・部活動指導員 ・保育士 ・児童指導員 ・児童発達支援管理責任者 など	・保育従事者 ・放課後児童支援員 ・塾講師 ・インストラクター ・子育て支援員研修等受講者 など

【**義務対象**】学校や認可保育所等は、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が**義務**となります。

【**認定対象**】それ以外の事業者は、次の要件を満たし、**任意**で国の認定を受けることで対象となります。

- ① 修業期間要件：6 か月以上の期間中に 2 回以上同じこどもが参加できる
- ② 対面要件：こどもと対面で接すること
- ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
- ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が 3 人以上であること

認定を受けることにより、「こまろうマーク」の使用や、対象者の性犯罪前科の確認等が可能となります。

制度開始後に行うこと

制度開始となる令和 8 年 12 月 25 日以降、対象事業者には下記 4 つの措置が**義務付けられます**。

- ① 安全確保措置：被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備等
- ② 犯罪事実確認：制度の対象となる従事者の性犯罪前科の有無の確認（こども家庭庁に申請※）
- ③ 防止措置 ：性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策（配置転換等）
- ④ 情報管理措置：性犯罪前科等の情報の適正な管理

※新入社員は原則従事開始まで、義務事業の現職者は法施行から 3 年以内、認定事業の現職者は認定から 1 年以内に実施

今から行っておくこと

制度開始により、性犯罪前科が確認された従事者をこどもに関わらない業務に配置転換するなど、雇用管理上の措置が義務付けられます。それに伴い、労使間のトラブルを未然に防ぐためにも、あらかじめ下記の対応を行っておくことが重要です。

就業規則等の整備・周知

- ・対象業務従事者の範囲（誰がこの制度の対象者となるのか）を定めておく
- ・児童対象性暴力や不適切な行為について、禁止する行為を明確にする（不必要な接触、密室で 2 人きり等）
- ・対象業務従事者は性犯罪前科の確認手続きに応じなければならない旨を定めておく
- ・試用期間中の解雇や、懲戒事由について定めておく

誓約書の作成・採用選考時に性犯罪前科を確認

- ・誓約書や内定通知書に、内定取消事由として「重要な経歴の詐称」「犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき」といった内容を明示しておく
- ・こども性暴力防止法に規定する特定性犯罪事実該当者でないことを誓約させる
- ・採用選考の過程で提出する書類及び申告内容は全て事実であることを誓約させる

◆[就業規則や誓約書の内容については、担当者までご相談ください。](#) 《筆者：海津》

お知らせ

● 算定基礎届による社会保険料の変更について

10 月に支払う給与から控除する社会保険料が、算定基礎届に基づいて変更になります。

● 令和 8 年度被扶養者資格再確認について（協会けんぽ適用事業所）

10 月下旬頃から、「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の再確認が実施されます。

※昨年度同様、扶養解除の可能性が高い方のみ確認作業が実施されます。

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い者
- ② 同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と別居している可能性が高い者
- ③ 令和 7 年中の課税収入額が一定の金額を超過している者（18 歳未満の者や直近で認定された者を除く）

● 育児休業期間中の国民年金の保険料が免除されるようになりました。

10 月より、子育て中の自営業者やフリーランスを対象に、子どもが 1 歳になるまでの間、国民年金の保険料の納付を免除する制度が開始されました。

これまでは、母親の産前産後期間の 4 か月のみ、保険料が免除されておりましたが、本制度により免除期間が 9 か月加わるほか、父親も新たに免除の対象となります。

免除期間の保険料は納めたものとして扱われ、将来 100% の年金額を受け取ることができます。

なお、厚生年金加入者の保険料免除について、引き続き変更はございません。



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL : 028 - 635 - 9752 FAX : 028 - 635 - 9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

